

## 労働者派遣事業の許可基準の改正（案）

### 1. 趣旨

- 平成 27 年 9 月 30 日に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 27 年法律第 73 号。以下、「改正派遣法」という。）により、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別は廃止され、すべての労働者派遣事業は、新たな許可基準に基づく許可制となった。これに伴い、小規模派遣元事業主への暫定的な配慮措置（資産要件の緩和）を講じていたところであるが、改正派遣法施行後、一定期間経過したことから、配慮措置の一部について見直しを図るもの。

### 2. 内容

- 「資産要件」について、下線部分を新たに追加する。

#### 資産要件

小規模派遣元事業主については資産要件を軽減（暫定的な配慮措置）。

ただし、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）附則第 6 条第 1 項の規定により引き続き行うことができることとされた常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行っている者からの申請に限る。

- ① 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が 10 人以下である中小企業事業主（当分の間）
  - ・ 基準資産額 1,000 万円
  - ・ 現預金額 800 万円
- ② 1つの事業所のみを有し、常時雇用している派遣労働者が 5 人以下である中小企業事業主（施行後 3 年間）
  - ・ 基準資産額 500 万円
  - ・ 現預金額 400 万円

### 3. 適用期日

平成 28 年 9 月 30 日（予定）

(参照条文)

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律による改正後の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）

(許可の基準等)

第七条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるもの（雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合において行われるものを除く。）でないこと。

二 申請者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

四 前二号に掲げるもののほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。

2 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）

附 則

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十六条第一項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間（当該期間内に第四項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第十三条第一項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第五条第一項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合

において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。